

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト（例）

（令和〇年度版）

〇 〇 市

- ◎ 記載例であり、全ての項目が例示となりますので、各項目の記載内容については、各地方公共団体で確認を行い、作成をしてください。
- ◎ 市が作成した体裁の例としており、関係機関・団体としては、県・警察等を例示していますが、必要に応じて、追記等を検討してください。

# 目 次

## 市の支援メニュー・対応窓口

- 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 ..... ●
- 2 経済的支援
  - (1) 見舞金 ..... ●
  - (2) 高額療養費の支給 ..... ●
  - (3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 ..... ●
  - (4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付 ..... ●
  - (5) 介護保険料の減免、納付 ..... ●
  - (6) 自立支援医療の負担軽減 ..... ●
  - (7) 国民年金の支給 ..... ●
  - (8) 子育てに係る負担の軽減 ..... ●
  - (9) 市税等の減免、納付 ..... ●
  - (10) 生活保護 ..... ●
  - (11) 市営住宅への入居 ..... ●
  - (12) 上下水道料金の減免、納付 ..... ●
  - (13) 母子生活支援施設への入所 ..... ●
  - (14) 就業の支援 ..... ●
  - (15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル ..... ●
  - (16) 多重債務に関する相談 ..... ●
- 3 精神的・身体的被害の回復・防止等
  - (1) 精神保健福祉 ..... ●
  - (2) 子育ての悩み ..... ●
  - (3) DV相談 ..... ●
  - (4) 障害者虐待 ..... ●
  - (5) 高齢者虐待 ..... ●
  - (6) 身体の障害 ..... ●
  - (7) 住所情報の保護 ..... ●
  - (8) 医療に関する苦情や相談 ..... ●

## 関係機関の支援メニュー・対応窓口

県	●
(1) 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	●
(2) こころの相談	●
(3) DV相談	●
(4) ストーカー相談	●
(5) こどもの被害に関する相談	●
(6) ひとり親家庭に関する相談	●
(7) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	●
(8) 県営住宅への入居	●
警察	●
(1) 犯罪被害者等支援相談	●
(2) 警察安全相談	●
(3) 性犯罪被害相談	●
(4) 痴漢被害相談	●
(5) 少年相談	●
(6) ストーカー相談	●
犯罪被害者等早期援助団体	●
犯罪被害に関する各種支援相談	●
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	●
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談	●
法テラス（日本司法支援センター）	●
法的支援に関する相談	●
その他	
インターネット上の誹謗中傷に関する相談	●

# 市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p>	<p>〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内線 〇〇〇、〇〇〇</p>
--	--

## 2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内線 〇〇〇、〇〇〇
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内線 〇〇〇、〇〇〇
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内線 〇〇〇、〇〇〇

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【後期高齢者医療保険料の減免】  ○○課○○係  (市役所○階 ○○窓口)  T E L 000-000-0000  内 線 ○○○、○○○</p> <p>【納付相談】  ○○課○○係  (市役所○階 ○○窓口)  T E L 000-000-0000  内 線 ○○○、○○○</p>
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【介護保険料の減免】  ○○課○○係  (市役所○階 ○○窓口)  T E L 000-000-0000  内 線 ○○○、○○○</p> <p>【納付相談】  ○○課○○係  (市役所○階 ○○窓口)  T E L 000-000-0000  内 線 ○○○、○○○</p>
(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 ○○○、○○○
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 ○○○、○○○
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 ○○○、○○○

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(8) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。 (利用料は●料です。)	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	○○課○○係 (市役所○階 ○○窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(9) 市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
	【市・県民税の減免】	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
	【固定資産税の減免】	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
	【国民健康保険税（料）の減免】	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
	【市税の納付相談】	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(11) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(12) 上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の減免】 〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇 【納付相談】 〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(14) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	〇〇市消費生活センター (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	〇〇市消費生活センター (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

※ 犯罪被害者等支援に活用できる例示以外の制度・サービスを確認して、追記してください。

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健センター (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(7) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	〇〇課〇〇係 (市役所〇階 〇〇窓口) T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(8) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。	医療安全支援センター (医療安全相談窓口) T E L 000-000-0000

※ 犯罪被害者等支援に活用できる例示以外の制度・サービスを確認して、追記してください。

## 関係機関の支援メニュー・対応窓口

### 県

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	〇〇部〇〇課 (県庁〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(2) こころの相談	こころの悩みや問題、病気で困っている本人や家族、関係者等の相談・指導を行います。	精神保健福祉センター (所在地) TEL 000-000-0000
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。	配偶者暴力相談支援センター (所在地) TEL 000-000-0000
(4) ストーカー相談	ストーカーに関する相談に応じます。	女性相談支援センター (所在地) TEL 000-000-0000
(5) こどもの被害に関する相談	18歳未満の子ども、その両親等からの相談に応じます。	児童相談所 (所在地) TEL 000-000-0000
(6) ひとり親家庭に関する相談	ひとり親家庭(母子・父子)の各種相談に応じます。	母子・父子福祉センター (所在地) TEL 000-000-0000
(7) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて消費生活相談員が相談に応じます。	〇〇県消費生活センター (所在地) TEL 000-000-0000
(8) 県営住宅への入居	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、優先的な取扱いを実施します。	〇〇部〇〇課 (県庁〇階 〇〇窓口) TEL 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

※ 犯罪被害者等支援に活用できる例示以外の制度・サービスを確認して、追記してください。

## 警察

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 犯罪被害者等支援相談	犯罪被害者等のカウンセリング、犯罪被害給付制度、各種公費負担制度の相談や支援を行います。	〇〇県警察本部犯罪被害者支援室 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇 〇〇警察署 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(2) 警察安全相談	犯罪等の被害防止に関する相談、その他の生活の安全及び平穩に係る相談に応じます。	警察相談専用電話 # 9 1 1 0 *発信場所を管轄する都道府県警察の相談電話につながります。 〇〇県警察本部警察安全相談担当 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇 〇〇警察署 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(3) 性犯罪被害相談	性犯罪の被害などに関する相談に応じます。	性犯罪被害相談電話 # 8 1 0 3 *発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
(4) 痴漢被害相談	電車や駅構内での痴漢被害相談に応じます。	〇〇県警察本部鉄道警察隊 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(5) 少年相談	少年の被害、悩み、こどもについての心配ごとに関する相談に応じます。	〇〇県警察本部〇〇課 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇
(6) ストーカー相談	ストーカーに関する相談に応じます。	〇〇県警察本部〇〇課 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇 〇〇警察署 T E L 000-000-0000 内 線 〇〇〇、〇〇〇

※ 各都道府県警察で異なりますので、確認が必要です。

## 犯罪被害者等早期援助団体

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
犯罪被害に関する 各種支援相談	電話及び面接による相談 付添い支援 (病院、警察、法廷等への付添い) <相談受付時間> ●●●●	〇〇センター 相談電話 T E L 000-000-0000

※ 各団体で制度・サービスの内容が異なりますので、確認をしてください。

## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談	相談（電話・面接） 同行支援 医療的支援（緊急避妊薬の処方・ 証拠採取・継続的な医療等） 法的支援（弁護士相談、弁護士紹介 等） 心理的支援（精神科の医療費やカ ウンセリング費用の補助等） <相談受付時間> ●●●●	性犯罪・性暴力被害者のた めのワンストップ支援セン ター 全国共通番号 # 8 8 9 1 *最寄りのセンターにつな がります。 相談電話 T E L 000-000-0000

※ 各センターで制度・サービスの内容が異なりますので、確認をしてください。

## 法テラス（日本司法支援センター）

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
法的支援に関する 相談	犯罪被害者支援の経験や理解のあ る弁護士の紹介のほか、法テラスの 支援制度を含む各種制度案内や相談 窓口の紹介も行っています。 <相談受付時間> ●●●●	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 T E L 000-000-0000  【犯罪被害者支援ダイヤル】 T E L 0120-079714 <small>(なくことないよ)</small> 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始を 除く)

※ 記載例ですので、実際に記載する際には、確認をしてください。

## その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
インターネット上の誹謗中傷に関する相談	<p><b>【迅速な助言】</b> インターネット上の書き込みにより名誉毀損やプライバシー侵害などの被害にあわれた場合、相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。 ※ プロバイダやサイト管理者等への発信者情報の開示請求や削除依頼代行は行っておりません。</p>	<p>違法・有害情報相談センター（総務省委託事業） 【webフォーム相談】 www.ihaho.jp</p>
	<p><b>【削除要請・助言】</b> 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。 ※ 削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものであり、この判断には時間を要する場合があります。</p>	<p>【みんなの人権110番】 TEL 0570-003-110 平日 8:30~17:15 【法務省インターネット人権相談受付窓口】 www.jinken.go.jp</p>

※ 記載例ですので、実際に記載する際には、確認をしてください。

※ 犯罪被害者等支援に活用できる例示以外の制度・サービスを確認して、追記してください。